

会社合併における会計学の一考察

片 岡 泰 彦

1. はじめに

株式会社間の合併は、会計、経営、経済そして法律の広い領域にまたがる大きな問題である。

特に、会計学上この会社合併は、理論的にも実践的にも、極めて重要な分野に属する。

例えば、株式会社間の合併比率の計算は、合併の成否を決定する上で重要な要素であるが、適正な合併比率算定のためには、各株式会社の企業評価が不可欠となる。この企業評価は、株式会社の全体の資産をどのように評価するかという財務会計上の基本問題に含まれている。そしてこの評価方法は、理論上一定の確立された思考方法は決定されておらず、実務上も会社によって、諸種の方法が採用されているのである。

本稿では、株式会社の合併の意義と目的を概説し、合併の会計上の処理法において、わが国で対立する現物出資説と人格合一説そしてアメリカで対立する企業結合における買収法と持分プリンティング法、そして合併比率と企業評価法等について考察することを試みる。

2. 株式会社合併の意義

株式会社の合併は、広い意味では、法律上の合併 (Merger) と事実上の合併である買収 (Acquisition) がある。

法律上の合併、すなわち合併とは、2つ以上の株式会社が、商法の規定による契約によって、1つの会社になることである。その形態には、吸収合併と新設合併がある。吸収合併とは、A社がB社を吸収し、B社が消滅する形態をとる。そして、新設合併とは、A社とB社が合体して、C社という新しい会社をつくる形態である。この場合、A社とB社はともに消滅する。実際には通常、法律手続上の簡便さや税法上の有利性から吸収合併による合併がほとんどである。すなわち、実質的には新設合併であっても、形式上または法律上は吸収合併の形態をとり、合併期日に存続会社の名

称を新しい社名に変更すれば、新設合併と同じ結果となるのである。この場合、対等合併という言い方もある。

例えば、昭和石油とシェル石油は、合併して実質上昭和シェル石油となったが、法律上または形式上は、昭和石油がシェル石油を吸収する形態をとった。また、三井銀行と太陽神戸銀行は合併して、太陽神戸三井銀行（その後さくら銀行）となったが、法律上は三井銀行が太陽神戸銀行を吸収する形式をとったのである。

事実上の合併とも呼ばれる買収は、営業譲渡（＝資産の買収）と株式の買収があり、株式の買収は株式譲渡と新株引受に分類される。

営業譲渡（transfer of business）とは、営業上の権利の全部または一部を、他の会社へ移転することである。例えば、A社が所有する建物、土地、設備、従業員、取引先、のれん等すべての物を、B社へ譲渡するような場合である。全部譲渡の場合は、譲渡会社に法人格だけが残るので、後は清算するか、異なる事業を始めることとなる。全部譲渡は、合併と違い債務を引き継ぐことはない。例えば、かつてM新聞社が、経営危機に陥ったので、新M新聞社を設立し、旧M新聞社の財産及び従業員等を新M新聞社へ営業譲渡し、旧M新聞社は清算会社として解散したような場合である。

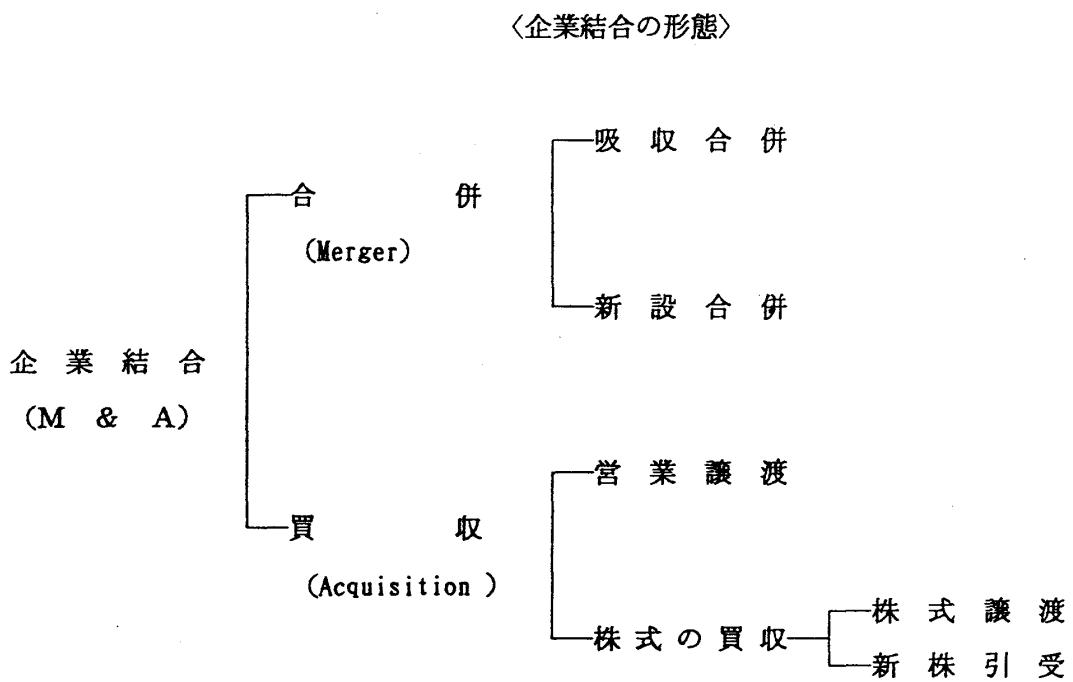
株式の買収とは、株式の売買により、当該株式会社の株式の大半を譲り受けすことによって、会社の支配権を得て、買収を成功させる場合である。例えば、ソニーがアメリカの映画会社コロムビア・ピクチャーズ・エンターテインメントを、また松下電器産業が、同じくアメリカの映画会社MCAの株式を、それぞれ買い入れて支配権を得たような場合である。

新株引受とは、新株引受による増資に際し、特定の第三者に新株を割り当てることによって、特定の第三の株式数が多くなり、特定の第三者が会社の支配権を得るような場合である。

アメリカでは、株式会社の合併及び買収を企業結合（Business combination）と広義に解し、主として吸収合併（statutory merger）、新設合併（statutory consolidation）、株式買収（acquisition of stock）そして資産買収（acquisition of assets）の4つに分類している⁽¹⁾。

アメリカでは、我国のように合衆国全体を規制する会社法がなく、デラウェア会社法⁽²⁾等の州法に依存している。

デラウェア会社法第251条は、州内会社（domestic corporations）の吸収合併（merger）と新設合併（consolidation）について、細かい規則を定めている。



【注】

(1)Cameron, James B. Woelfel, Charles J. and Pattillo, James W. *Advanced Accounting, Theory and Practice*, 1979, pp.36-39. James, Charles, Don and Thomas, *Advanced Accounting*, 1994 pp.5-7 等を参照。

(2)ニューヨーク証券取引所の上場会社の45%, フォーチュン誌ランキング上位500社の50%以上が、このデラウェア会社法 (Delaware General Corporation Law)に基づいて設立されている。このデラウェア会社法はアメリカ合衆国の中で、最も重要な会社法である。

3. 株式会社合併の目的

株式会社の合併の目的は、多種多様であり、もちろん同様ではない。

シュマーレンバッハは、合併 (die Fusion) の動機として、生産技術の変更と改善 (Änderung und Verbesserung der Produktionstechnik), 租税及び社会的費用の負担の増加, シンジケート, カルテルそしてトラスト思想, さらには金融技術上の性格による合併をあげている。金融技術上の性格とは帳簿上の利益を算出し、これを持って損失を補填しようとするものである⁽¹⁾。

わが国では、主として、合併は、市場占有力の拡大、企業の競争回避、競争力強化、信用力の拡張、社会ニーズへの対応、人材の育成と有効活用、経営体質の改善、会社の再建等のために実行される。

例えば、1990年（平成2年）4月1日に行われた三井銀行と太陽神戸銀行の合併の目的は、次のように要約できる。

(1) 国内最大の店舗数を持つことにより競争力を強化する。(2) 金融自由化で多様化する社会のニーズに、速く的確に対応することを可能にする。(3) 人材の有効活用と人材の育成を可能にする。(4) 店舗、コンピューター等の経費の負担を削減し、経営体質を強化し、より良質の商品サービスを提供する。

また、国内販売シェアでは、セメント業界2位の小野田セメント(15%)と同じく6位の秩父セメント(9%)の合併が、1994年10月1日に実行され、秩父小野田セメント(=COC)となった。

セメント業界は、需要減少と供給過多に直面し、構造内不況に陥った。国内では、22社が過当競争を強いられる体質であり、各社の経営は悪化した。コスト削減やリストラクチャリング(事業の再構築)では限界があり、業界の再編が必要となった。したがって、両者は、会社再建上の戦略として、大型合併を決定した。

そして、かつてカメラ業界6位であった名門のヤシカは、石油ショック後経営危機に陥っていたが、昭和58年(1983年)10月に、京セラに吸収合併された。そして、ヤシカの人材、設備、技術、販売網等は、ヤシカから京セラに移り、ヤシカのカメラは、現在は京セラとその名前を変えたが、現存し、愛好家も多い。これは、経営上困難に直面した会社が、異種類の他会社に吸収合併され、株主は新株式を受取り、社員も新しい会社に移り活躍の場を見出す。一方吸収する方の会社は、消滅会社の資産、負債とともに商権を引き継ぎ、事業を拡大した一例である。

[注]

(1) E. Schmalenbach, Finanzierungen, Leipzig, 1932, ss.241-242.

鍋島達訳、シュマーレンバッハ著『会社金融論』同文館、昭和7年、191-192頁。

4. 会社合併における会計上の処理法

I 現物出資説と人格合一説

株式会社が合併するには、商法、証券取引法その他独占禁止法等による特別な手続が必要である。このうち、最も重要なのは商法上の手続である。そして、商法上の合併の本質に対しては2つの解釈論があり、どちらの解釈論をとるかによって、会計上の手続または処理法も違ってくるのである。すなわち、合併の法的性質には、現物出資説と人格合一説が対立している。

現物出資説とは、合併を被合併会社(=消滅会社)が合併会社へ、自分の会社の純資産を現物出資するという考え方である。そして会計学上、次のような特徴を持つ。(1) 消滅会社の資産・負債は、帳簿価額に関係なく、市価(時価)で評価し直して引継がれる。(2) 消滅会社の資本構造は無視される。(3) 債務超過(負債の額が資産の額を超過している状態)の場合は、現物出資できる資産がないので合併は認められない。しかし、のれん(営業権)の評価によって、資産が負債の価額以上になる場合は、合併が認められる。(4) 純資産が、消滅会社の株主に対して交付した株式の額

面金額及び交付金の合計金額を超える部分は、合併差益となる。(5) 繰延資産及び債務ではない引当金は引継がれない。

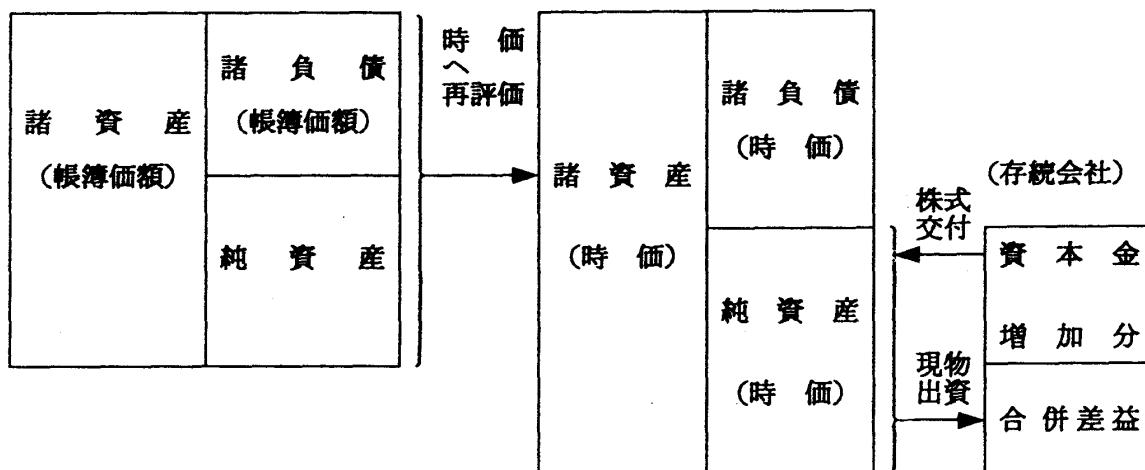
人格合一説(=人格継承説)は、合併を当該会社の2つ以上の法人格が合一して、一つの法人格を持つ会社になるとする考え方である。この説は、会計学上次のような特徴を有する。(1) 消滅会社の資産、負債は、帳簿価額のまま引継がれる。(2) 消滅会社の資本構造(資本準備金、利益準備金他等)は、そのまま引継がれる。(3) 繰延資産及び債務ではない引当金も、そのまま存続会社へ引継がれる。

次に、現物出資説と人格合一説の会計上の処理方法の相違点について、例題を示し解説する。

(現物出資説の略図)

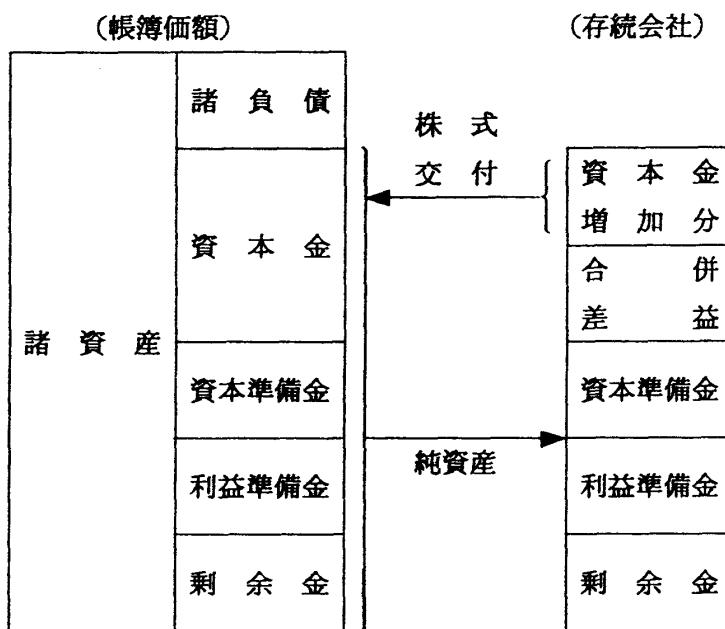
消滅会社の合併直前

の貸借対照表



(人格合一説の略図)

消滅会社の合併直前
の貸借対照表



〈例題〉

乙会社は、甲会社を吸収合併し、甲社の資産及び負債を受け継いだ。合併直前の甲社の貸借対照表は次の通りである。

甲会社貸借対照表 (単位万円)

諸 資 産	5,000	諸 負 債	1,600
繰延資産	100	引当金	100
		資本金	3,000
		資本準備金	200
		利益準備金	100
		未処分利益	<u>100</u>
	<u>5,100</u>		<u>5,100</u>

- (1) 諸資産の再評価による時価は5,400万円である。
- (2) 引当金のうち50万円は債務ではない引当金である。
- (3) 乙社は新株500株(額面5万円)を発行し、甲社の株主に交付した。

(現物出資説による処理)

(単位 万円)

(借方) 諸 資 産 5,400	(貸方)	諸 負 債	1,600
		引 当 金	50
		資 本 金	2,500
		合 併 差 益 *	1,250

*合併差益は、純資産3,750-資本増加額2,500=1,250となる。

(人格合一説による処理)

(借方) 諸 資 産 5,000	(貸方)	諸 負 債	1,600
		引 当 金	100
		資 本 金	2,500
		資 本 準 備 金	200
		利 益 準 備 金	100
		未 处 分 利 益	100
		合 併 差 益	500

II 買収法と持分プーリング法

A 2つの方法の意義

アメリカでは、株式会社の合併と買収を、企業結合 (Business combination) と広く解し、上述したように、吸収合併、新設合併、株式買収そして資産買収に分類することができる。

企業結合には、一般に、2つの認められた会計方法がある。買収法 (the purchase method) と持分プーリング法 (the pooling of interests method) である。買収法は、わが国の現物出資説に、持分プーリング法は、わが国の人格合一説と類似点もあるが、相違点もあるのでアメリカにおけるこの2つの方法を詳述しておきたい。

買収法と持分プーリング法の2つの方法は、企業結合の性格について、異なった仮説 (assumption) の上に成立っている。買収法は、企業結合とは、ある会社が他の会社の純資産を買収するという仮説に基づいている。そして持分プーリング法は、企業結合とは、2つ以上の結合する会社の出資者持分 (ownership interests) が合併し、新しい会計実体 (accounting entity) の中で、比較的に変化しないで継続して行くという仮説に基づいているのである。

会計上の主な相違点を次に述べる⁽¹⁾。

(1) 買収法

- (1) ある会社が他の会社を買った場合と仮定して、会計手続を行う。
- (2) 消滅会社の株式または諸資産は、市価（時価）で評価する。
- (3) 消滅会社の資産の市場価額の合計額と帳簿価額の合計額の差額は、営業権（goodwill）として計上される。
- (4) 消滅会社の収益（revenues）と費用（expenses）及び社内留保利益金（retained earnings）は、存続会社へ引継がれない。
- (5) 会社の利益は、買収日以後のみ発生・計上される。
- (6) 株券の登録費と発行費は、株式払込剩余额勘定へ計上される。
- (7) 結合にかかった直接費、例えば登録費、法律上及び会計上の費用は、取得原価の一部として計上され、結合に要した間接費は、期間費用として計上される。
- (8) 買収価額が、市場価額より低い場合は、固定資産（市場性のある有価証券に対する投資を除く）が減額される。

(iv) 持分ブーリング法

- (1) 2つ以上の株式会社の出資者持分が、結合すると仮定して会計手続を処理する。
- (2) 消滅会社の株式または資産は、帳簿価額（取得原価）で評価され、市価は無視される。
- (3) 営業権（=のれん）は無視される。
- (4) 収益と費用及び社内留保利益金（retained earnings）は、存続会社へ引継がれる。
- (5) 利益は、溯及して認められる。
- (6) 株券の登録費と発行費及び結合にかかった費用は、費用として計上される。

B 歴史的変遷

アメリカにおける買収法と持分ブーリング法の採用事情には、歴史的変遷が見られる。

アメリカでは、1940年以前、ほとんどの企業結合（business combination）は会計上は買収と考えられていた。すなわち、企業結合とは1つの会社が1つ以上の会社を買収することを意味していた。もちろん、1920年代初めから、資産と持分を結合し、帳簿価額で記録する考え方には存在していたが、多くの企業結合はこの買収方法を採用し、実質上の変化がなくても、組織構造の変化という形で記録された。そして、企業結合による帳簿価額を超過する部分は営業権として計上された。

この持分ブーリングという言葉は、1940年代になって、公益事業評価基準のために初めてつかわれたものである。そして、この持分ブーリングは、会計の方法というよりはむしろ取引を説明するために採用されたのであった。

やがて1940年代後半になって、多くの企業結合が、株式の交換によって遂行された。そして、同様の性格の企業結合が、ある場合には持分ブーリング法で、また他の場合には買収法で記録された。

この2つの方法の区分を規制する基準は何も存在しなかった。

特に、営業権の償却費を計上しないで済む持分ブーリング法に人気が集まった。

そこで、アメリカ公認会計士協会（AICPA, American Institute of Certified Public Accountants）の前身であるアメリカ会計士協会（AIA, American Institute of Accountants）は、この2つの方法を研究し、1950年に会計研究公法第40号（ARB No.40=Accounting Research Bulletin No.40）を公表した。

ARB No.40は、その取引が買収かまたは持分ブーリングであるかを決定する上で、考慮すべき4つの要素として、（1）前所有者持分の継続性、（2）関連する規模、（3）経営者の継続性、（4）ビジネスの類似性または補充性を発表した⁽²⁾。

すなわち、持分ブーリング法が採用される場合として、被合併会社のすべてまたは実質上すべてが、被合併会社の持分の割合に比例して存続会社に引き継がれること、さらに企業規模が同様であること、経営者の力が継続していること、そしてビジネスが類似していることまたは補充性のある等の条件を満たすこととした。

そして、この4つの基準が存在しない場合は、買収法が採用されることとなった。

しかし、多くの企業結合は、これら4つの基準を満さなかつたし、またARB No.40は2つの方法の区分の基準について、何の解説もしなかつたので、同じような企業結合が、ある時は持分ブーリング法でまたある時は買収法で処理された。

このARB No.40は、1953年に発表されたARB No.43に収録された。しかし、このNo.43は、持分ブーリング法が帳簿価額以上のコストを消却する効果を助長させた。それは、1950年代及び1960年代に起った持分ブーリング法の爆発的採用の1つの原因ともなった。

1957年、持分ブーリング法の基準を明確にするために、委員会はARB No.48を発表した。しかし、ARB No.48の中で、ARB No.40の基準はまた再び採用された。企業結合は、持分ブーリング法でも買収法でも、どちらでも処理することが可能であった。ARB No.48は、実務に何のインパクトも与えなかつた⁽³⁾。

1960年代、企業結合は、結合の形式にかかわらず、買収法と持分ブーリング法の採用が自由となつた。そして、持分ブーリング法の適用が増大した。

したがつて、この2つの方法を区分するためのより良い基準の設定が必要となつた。

会計原則審議会（APB, Accounting Principles Board）は、この問題を解決するために、会計原則審議会意見書第16号（APB Opinion No.16）を1970年8月に発表した⁽⁴⁾。

APB意見書第16号中で、審議会は12個の特別な基準を設定した。そしてもし、これらすべての基準が満足される場合には持分ブーリング法が採用され、満足しない場合は買収法が採用することとした。

持分ブーリング法が採用されるための12個の基準とは、次の通りである。

- (c) 各結合会社は独立していかなければならない、そして結合計画開始前2年以内は、他の会社の子会社または一部門となつたことがないこと。
- (2) 各結合会社は他の結合会社から独立していかなければならない。
- (3) 結合は単一の取引として遂行されるべきであるかまたは、結合計画開始後一年以内に特別な計画に従つて完了されるべきである。
- (4) 会社は結合計画遂行の日に、相手会社の議決権付普通株式の本質上全部(=90%以上)と交換に、発行済議決権付普通株式の過半数と同一の権利を持つ普通株式のみを発行しなければならない。
- (5) 結合会社は、結合計画開始前の2年以内または結合の開始と完了の間の期間中は、結合に影響を与える議決権付株式の持分の権利を変えてはいけない。結合に影響を与える計画上の変化とは、株主への分配、追加発行、交換、株式の償還等を含む。
- (6) 各結合会社は、企業結合以外の目的でのみ、議決権付株式の株券を再取得でき、いかなる会社も結合計画の開始から完了までの間は、通常の株式数をこえて株式を再取得できない。
- (7) 結合による株式交換の結果として、結合会社の個々の普通株主と他の普通株主の持分の比率は同じであるべきである。
- (8) 結合会社における普通株式持分に与えられた議決権は、株主によって遂行されなければならぬ、株主は期間中にこれらの権利を行使することについて阻まれたり制限されることはない。
- (9) 結合は計画が遂行される日に決定されるべきであり、そして株式発行または対価に関する計画の規定は未確定にしてはいけない。
- (10) 結合会社は結合のために発行された普通株式の全部または一部を償還したりまたは再取得することを、直接または間接に賛成すべきではない。
- (11) 結合会社は結合会社の前の株主のために他の財務上の協定、例えば株式の交換を事実上無効にする結合上発行された株式を担保とする貸付保証契約等を結んではいけない。
- (12) 結合会社は結合2年以内に結合会社の資産の重要な部分を処分しようと意図したり計画してはいけない、ただし前の別会社の通常の営業中に処分すべきであった重複した施設または余分な設備の処分は含まない。

そして、1974年には財務会計基準委員会(FASB, Financial Accounting Standard Board)も、APB意見書第16号の持分プーリング法の12の基準を認めることを決定した。

このAPB意見書第16号は、アメリカにおける企業結合において、持分プーリング法による処理の数量を大幅に減少させた。例えば、企業結合における持分プーリング法の割合は、表で示したように1967年が55.4%であったのに対し、1990年には5%にまで減少したのである。

さらに、徐々にではあるが、企業結合会計及び報告を改良したのである。

しかし、根本的議論はなお残されている。

例えば、倒産寸前の銀行のような金融機関は、他の会社へ結合される場合、伝統的に持分プーリング法を採用してきているので、この持分プーリング法の採用を希望しているのである。

また、1990年代になって、いくつかの企業は、営業権の償却費計上をさけるために、持分プーリング法の資格を得るための特別の手段を講じようとさえしているのである。

企 業 結 合

年	全体	買 収 法		持分プーリング法	
		数	割合	数	割合
1967	260	116	44.6	144	55.4
1968	374	190	50.8	184	49.2
1969	380	195	51.3	185	48.7
1970	294	155	52.7	139	47.3
					Opinion No.16 発表
1971	233	133	57.1	100	42.9
1972	262	160	61.1	102	38.9
1973	253	163	64.4	90	35.6
1974	193	143	74.1	50	25.9
1975	106	75	70.8	31	29.2
1976	146	103	70.5	43	29.5
1977	166	118	71.1	48	28.9
1978	205	149	72.7	56	27.3
1979	224	185	82.6	39	17.4
1980	193	159	82.4	34	17.6
1981	186	156	83.9	30	16.1
1982	169	145	85.8	24	14.2
1983	180	154	85.6	26	14.4
1984	217	194	89.4	23	10.6
1985	224	200	89.3	24	10.7
1986	261	239	91.6	22	8.4
1987	215	194	90.2	21	9.8
1988	230	216	93.9	14	6.1
1989	237	219	92.4	18	7.6
1990	200	190	95.0	10	5.0

(AICPA発表の資料)

C. 例題による解説

次に、吸収合併、資産買収、株式買収というそれぞれ立場の違う3つ会計例題を示し、買収法と持分プーリングの2つの相違点について明らかにしたい。

〈例題I－吸収合併〉

吸収合併（ただし合併比率は1：1による対等）の例題を、買収法と持分プーリング法の立場から解説する⁽⁵⁾。

C社はD社を、合併比率1：1で吸収合併することになった。C社は50,000株（1株の額面10ドル、市価17.7ドル、市価総額885,000ドル）を新たに発行した。そして、C社の新株発行の登録費20,000ドルと合併に伴う直接費40,000ドルの合計60,000ドルは、C社が現金で支払った。

- (1) C社はD社へ対して、D社の株式と引換えに、C社の株式50,000株（額面10ドル）を渡した。
この場合、買収法では市価で評価するので、C社のD社への投資額は885,000ドルとなり、資本金は500,000ドル（50,000株×10ドル）と残額385,000ドルは株式払込剰余金として記録される。
持分プーリング法では、帳簿価額で評価されるので、D社への投資額は、650,000ドルとなり、資本金（500,000ドル）、株式払込剰余金（40,000ドル）そして社内留保利益金（110,000）の額も、帳簿価額通り記録される。
- (2) 買収法では、C社の新株発行費20,000ドルは株式払込剰余金に、合併のための直接費40,000ドルはD社への投資にそれぞれ計上されるが、持分プーリング法では、2つとも費用に計上される。
- (3) 商品及び有形固定については、買収法では市価で、持分プーリング法では帳簿価額で、それぞれ評価される。
- (4) D社の市価による純資産額は、825,000ドル（125,000+300,000+250,000+450,000-180,000-120,000）であり、C社のD社への投資額は、925,000ドル（885,000+40,000）であるので、投資額と純資産額の差額である100,000ドルは、買収法では営業権として計上されるのである。
- (5) D社の合併前の売上（高）、売上原価及び費用等は、買収法ではC社へ引継がれないが、持分プーリング法ではC社へ引継がれる。

合併前のC社とD社の残高試算表

	C 帳簿価額	D 帳簿価額	D 市社価
現金	475,000	125,000	125,000
売掛金	600,000	300,000	300,000
商品	800,000	200,000	250,000
有形固定資産	1,200,000	350,000	450,000
売上原価	1,000,000	325,000	
費用	<u>325,000</u>	<u>100,000</u>	
合計	<u>4,400,000</u>	<u>1,400,000</u>	
買掛金	300,000	180,000	180,000
他の負債	200,000	120,000	120,000
資本金	1,500,000	500,000	
株式払込剰余金	200,000	40,000	
社内留保利益金	650,000	110,000	
売上	<u>1,550,000</u>	<u>450,000</u>	
合計	<u>4,400,000</u>	<u>1,400,000</u>	

2つの方法の記録上の相違表

	買 収 法	持分プーリング法
D社への投資	885,000	650,000
資本金	500,000	500,000
株式払込剰余金	385,000	40,000
社内留保利益金		110,000
費用		60,000
D社への投資	40,000	
株式払込剰余金	20,000	
現金	60,000	60,000
現金	125,000	125,000
売掛金	300,000	300,000
商品	250,000	200,000
有形固定資産	450,000	350,000
営業権	100,000	
売上原価		325,000
他の費用		100,000
買掛け金	180,000	180,000
他の負債	120,000	120,000
売上		450,000
D社への投資	925,000	650,000
	2,170,000	2,110,000
		2,110,000

合併後のC社の比較財務諸表

	<u>買 収 法</u>	<u>持分プーリング</u>
(損益計算書)		
売 上	1,550,000	2,000,000
売 上 原 価	1,000,000	1,325,000
その他の費用	<u>325,000</u>	<u>485,000</u>
純 利 益	<u>225,000</u>	<u>190,000</u>
(社内留保利益金計算書)		
社内留保利益金	650,000	650,000
プーリングによる増加		110,000
純 利 益	<u>225,000</u>	<u>190,000</u>
社内留保利益金	<u>875,000</u>	<u>950,000</u>
(貸借対照表)		
資 产		
現 金	540,000	540,000
売 掛 金	900,000	900,000
商 品	1,050,000	1,000,000
有形固定資産	1,650,000	1,550,000
営 業 権	<u>100,000</u>	—
合 计	<u>4,240,000</u>	<u>3,990,000</u>
負債と資本		
買 掛 金	480,000	480,000
他 の 负 債	320,000	320,000
資 本 金	2,000,000	2,000,000
株式払込剩余额	565,000	240,000
社内留保利益金	<u>875,000</u>	<u>950,000</u>
合 计	<u>4,240,000</u>	<u>3,990,000</u>

〈例題2－資産買収〉

資産の買収の例題を、買収法と持分プーリング法の2つの立場から解説してみる⁽⁶⁾。

A会社はB会社の純資産を買収し、その対価として、A会社の普通株式8,000株（1株の額面25ドル、時価80ドル）を新たに発行し渡した。

結合前のA会社とB会社の要約貸借対照表は次の通りである。

結合前のA社とB社の要約貸借対照表

資産	A会社	B会社	負債・資本	A会社	B会社
流動資産	250,000	200,000	減価償却累計額	320,000	180,000
有形固定資産	870,000	480,000	負債	175,000	130,000
			資本金	300,000	100,000
			株式払込剰余金	50,000	40,000
			社内留保利益金	275,000	230,000
	1,120,000	680,000		1,120,000	680,000

(イ) 買収法

B会社の有形固定資産（帳簿価額480,000ドル）は、時価に評価替すると570,000ドルであり、流動資産と負債の時価は帳簿価額通りであった。したがって、B社の純資産は640,000ドル（200,000+570,000-130,000）となり、A会社はB会社へ8,000株（1株の時価80ドル）を交付したのである。

A社の仕訳は次の通りである。

(借方)	{ 流動資産 200,000 有形固定資産 570,000	(貸方)	{ 負債 130,000 資本金 200,000 株式払込剰余金 440,000
------	----------------------------------	------	------------------------------------------------

1株の額面は25ドルなので、資本金は200,000ドル（25ドル×8,000株）となるが、1株の時価が80ドルなので、株式払込剰余金は440,000ドル（55ドル×8,000株）となる。

買収前と買収後の貸借対照表は、次の通りとなる。

買収法によるA社の貸借対照表

	買 収 前	仕 訳 記 入	買 収 後
流 動 資 産	250,000	200,000	450,000
有形固定資産	<u>870,000</u>	570,000	<u>1,440,000</u>
合 計	<u>1,120,000</u>		<u>1,890,000</u>
減価償却累計額	320,000		320,000
負 債	175,000	130,000	305,000
資 本 金	300,000	200,000	500,000
株式払込剰余金	50,000	440,000	490,000
社内留保利益金	<u>275,000</u>		<u>275,000</u>
合 計	<u>1,120,000</u>		<u>1,890,000</u>

(e) 持分プーリング法

持分プーリング法の下では、A社はB社の純資産を、帳簿価額通り買収すると考える。そして、A社が新たに発行する普通株式も、額面通り1株25ドルと評価する。

したがってA社の仕訳は、次の通りとなる。

(借方)	{ 流動資産 200,000 有形固定資産 300,000	(貸方)	{ 負債 130,000 資本金 200,000 社内留保利益金 170,000
------	----------------------------------	------	------------------------------------------------

A社が発行した普通株式200,000ドルは、結合前のA社の資本金(100,000ドル)と株式払込剰余金(40,000ドル)の合計額140,000ドルより多くなっている。したがって貸方へ230,000ドルを計上することが不可能である。したがって、社内留保利益金が170,000ドルとなるのである。そしてもし、230,000ドルを貸方へ記入するとすれば、借方へ株式払込剰余金60,000ドルを計上するような手続をしなければならない。しかるに、A会社は、50,000ドルの株式払込剰余金が(貸方へ)計上されている。したがって、次のようにこの50,000ドルの株式払込剰余金を借方へ計上し、相殺することにより、220,000ドルの社内留保利益金を計上できることとなるのである。

(借方)	{ 流動資産 200,000 有形固定資産 300,000 株式払込剰余金 50,000	(貸方)	{ 負債 130,000 資本金 200,000 社内留保利益金 220,000
------	----------------------------------------------------	------	------------------------------------------------

前記の仕訳に基づく、A社の結合後の貸借対照表は次の通りとなる。

<u>持分プーリング法によるA社の貸借対照表</u>			
	買 収 前	仕 訳 記 入	買 収 後
流 動 資 産	250,000	200,000	450,000
有形固定資産	870,000	300,000	1,170,000
株式払込剰余金		50,000	
合 計	<u>1,120,000</u>		<u>1,620,000</u>
減価償却累計額	320,000		320,000
負 債	175,000	130,000	305,000
資 本 金	300,000	200,000	500,000
株式払込剰余金	50,000		
社内留保利益金	<u>275,000</u>	220,000	<u>495,000</u>
合 計	<u>1,120,000</u>		<u>1,620,000</u>

〈例題3—株式買収〉

株式買収(90%)の例題を、買収法と持分プーリング法の立場から解説する⁽⁷⁾。

E社はF社の発行済株式総数12,000株のうちの90%である10,800株(1株の額面25ドル)を買収し、その対価として、E社の普通株式15,000株(1株の額面25ドル、時価30ドル)を新たに発行し、渡すこととした。

結合前のE社とF社の要約貸借対照表は次の通りである。

結合前のE社とF社の要約貸借対照表

資 産	E 社	F 社	負債・資本	E 社	F 社
流 動 資 産	325,000	150,000	減価償却累計額	280,000	170,000
有形固定資産	780,000	520,000	負 債	165,000	60,000
			資 本 金	400,000	300,000
			株式払込剰余金	30,000	50,000
			社内留保利益金	230,000	90,000
	<u>1,105,000</u>	<u>670,000</u>		<u>1,105,000</u>	<u>670,000</u>

(イ) 買収法

買収法においては、まずE社はF社への投資を次のように記録する。

(借方) F社への投資 450,000 (貸方) $\begin{cases} \text{資本金} & 375,000 \\ \text{株式払込剩余金} & 75,000 \end{cases}$

E社がF社への投資として発行した普通株式15,000株は、1株の時価が30ドル、額面25ドルなので、資本金375,000ドル ($=15,000\text{株} \times 25\text{ドル}$) と株式払込剩余金75,000ドル ($=15,000\text{株} \times 5\text{ドル}$) となる。

そして、E社がF社から買収した株式は90%なので、E社のF社の資本総額の持分は396,000ドル ($300,000+50,000+90,000=440,000$, $440,000 \times 0.9=396,000$) となる。

さらに、E社のF社への投資額は450,000ドルなので、投資額と帳簿価額との差額である54,000ドル ($450,000-396,000$) は営業権 (goodwill) として計上されることとなる。

また少数株主持分は、44,000ドル ($300,000 \times 0.1=30,000$, $50,000 \times 0.1=5,000$, $90,000 \times 0.1=9,000$, $30,000+5,000+9,000=44,000$) となる。

買収法による投資額の帳簿価額超過額

投 資 額	450,000
帳簿価額 ($440,000 \times 0.9$)	<u>396,000</u>
帳簿価額超過額	<u>54,000</u>
E社持分額の内訳	
(1) 資本金 ($300,000 \times 0.9$)	270,000
(2) 株式払込剩余金 ($50,000 \times 0.9$)	45,000
(3) 社内利益留保金 ($90,000 \times 0.9$)	<u>81,000</u>
(4) E社への投資額 (帳簿価額)	<u>396,000</u>

買収法による試算表

	E 社	F 社	相 殻	貸 借 対 照 表
流 動 資 産	325,000	150,000		475,000
有形 固 定 資 産	780,000	520,000		1,300,000
F社 へ の 投 資	450,000		(4) 396,000	54,000
	1,555,000	670,000		1,829,000
減 價 償 却 累 計 額	280,000	170,000		450,000
負 債	165,000	60,000		225,000
E 社 資 本 金	775,000			775,000
F 社 資 本 金		300,000	(1) 270,000	(少) 30,000
E社株式払込剰余金	105,000			105,000
F社株式払込剰余金		50,000	(2) 45,000	(少) 5,000
E社社内留保利益金	230,000			230,000
F社社内留保利益金		90,000	(3) 81,000	(少) 9,000
	1,555,000	670,000		1,829,000

※(少)は少数株主持分のことである。

株式買収後の買収法によるE社の貸借対照表は次の通りである。

買収法によるE社の貸借対照表

1995. 8.31.

資 产

流 動 資 産	475,000
有形 固 定 資 産	1,300,000
減 價 償 却 累 計 額	-450,000
営 業 権	850,000
資 产 合 计	54,000
	1,379,000

負 債 及 び 資 本

負 債	225,000
少 数 株 主 持 分	44,000
資 本 金	775,000
株 式 払 込 剰 余 金	105,000
社 内 利 益 留 保 金	230,000
負 債 及 び 資 本 合 计	1,110,000
	1,379,000

(ロ) 持分プーリング法

持分プーリング法においては、E社はF社への投資を次のように記録する。

(借方) F社への投資 396,000	(貸方)	資 本 金 375,000
		株式払込剰余金 21,000

持分プーリング法の下では、市価は無視され、帳簿価額で評価される。そして、E社がF社から買収した株式は396,000ドル $[(300,000+50,000+90,000) \times 0.9 = 396,000]$ であり、その対価としてE社が発行した額面株式合計額は375,000ドル (15,000株×25ドル) である。したがって、その差額21,000ドル ($396,000 - 375,000$) は株式払込剰余金となる。

次に、投資額と資本項目の金額について解説する。

- (1) F社へのE社の投資額は396,000ドルである。
- (2) F社の資本金のうちE社の持分額は金額の90%なので270,000ドルとなる。
- (3) F社の株式払込剰余金のうちE社の持分額は90%なので45,000ドルである。
- (4) E社自身の株式払込剰余金は、要約貸借対照表の30,000ドルと投資による増加分の21,000ドルを合計した51,000ドルである。
- (5) したがってF社の社内留保利益金は、30,000ドル ($396,000 - 270,000 - 45,000 - 51,000$) となる。
- (6) F社の社内留保利益金のE社の持分額は $(90,000 \text{ ドル} - 30,000 \text{ ドル}) \times 0.9$ で54,000ドルとなる。

次に、上述したF社へのE社の投資額と資本項目の関係の計算方法を示す。

(1) F社への投資額	396,000
(2) F社の資本金 $(300,000 \times 0.9)$	-270,000
(3) F社の株式払込剰余金 $(50,000 \times 0.9)$	-45,000
(4) E社の株式払込剰余金 $(21,000 + 30,000)$	<u>-51,000</u>
(5) F社の社内留保利益金	<u>30,000</u>
(6) F社の社内留保利益金 $((90,000 - 30,000) \times 0.9)$	54,000
(7) E社の社内留保利益金	<u>-54,000</u>

なお少数株主持分は、 $(300,000 + 50,000 + 60,000) \times 0.1$ で41,000ドルとなる。

持分プーリング法による試算表

	E 社	F 社	相 殺	少数株主持分	貸借対照表
流 動 資 産	325,000	150,000			475,000
有形 固 定 資 産	780,000	520,000			1,300,000
F 社 へ の 資 産	396,000		(1) 396,000		
	1,501,000	670,000			1,775,000
減価償却累計額	280,000	170,000			450,000
負 債	165,000	60,000			225,000
E 社 資 本 金	775,000				775,000
F 社 資 本 金		300,000	(2) 270,000	30,000	
E 社 株 式 払 返 剰 余 金	51,000		(4) 51,000		
F 社 株 式 払 返 剰 余 金		50,000	(3) 45,000	5,000	
E 社 社 内 留 保 利 益 金	230,000		(7) - 54,000		284,000
F 社 社 内 留 保 利 益 金		90,000	{(5) 30,000 (6) 54,000}	6,000 41,000	41,000
	1,501,000	670,000			1,775,000

持分プーリング法による、株式買収後のE社の貸借対照表は次の通りである。

持分プーリング法によるE社の貸借対照表

1995. 8.31.

資 産

流 動 資 産	475,000
有形固定資産	1,300,000
減価償却累計額	<u>-450,000</u>
	<u>850,000</u>
	<u>1,325,000</u>

負 債 及 び 資 本

負 債	225,000
少 数 株 主 持 分	41,000
資 本 金	775,000
社 内 利 益 留 保 金	284,000
負債及び資本合計	<u>1,059,000</u>
	<u>1,325,000</u>

[注]

(1) APB意見書第16号では、買収法と持分プーリング法を次のように解説している。

「買収法では、企業結合は1つの会社が他の会社を買収するものとして会計処理される。買収会社は、買収した資産から引き継いだ負債を控除した額を、取得原価として記録する。その買収会社の取得原価と有形資産及び確定可能な無形資産から負債を差引いた公正な合計額との差額は、営業権として記録される。

買収会社の報告される収益は、買収会社の原価を基礎として、買収後の被買収会社の取引を含む。」

「持分プーリング法では、企業結合は株式の交換によって2つ以上の会社の所有者持分が結合するものとして会計処理される。各企業の財産の流出はないものとして、企業結合は遂行されるので、買収はまったく認識されない。所有者持分権利は継続し、結合前の会計基準は引き継がれる。各企業に計上された資産と負債は、帳簿価額で結合会社へ引き継がれる。結合会社の収益は、結合が遂行された全会計期間中の各企業の収益を含む。結合以前の各企業に計上された収益は計上され、そして結合会社の収益として再び記録される。」

APB, Opinion of the Accounting principle Board 16, Business Combinations, 1970, p.284.

- (2) Pahler, Arnold J. & Mori, Josephe, *Advanced Accounting, Concepts and Practice*, 1991, p.295.
- (3) Haried, Imdieke and Smith, *Advanced Accounting*, 1994, p. 23.
- (4) APB, Opinion of the Accounting principles Board 16, pp. 296—304.
- (5) Beams, Floyd A. *Advanced Accounting*, Fourth Edition, 1988, pp. 17—25を参照。
- (6) Kemp, Patrick S. & Phillips, Mary Ellen, *Advanced Accounting*, 1989, pp.189—199.を参照。
- (7) Kemp, Patrick S. & Phillips, Mary Ellen, op. cit., pp. 203—212.を参照。

5. 合併比率

I 合併比率と企業評価法

株式会社の合併に際しては、消滅会社（または解散会社）の株主に対して、消滅会社の株式と引換えに、存続会社（吸収合併）または新設会社（新設合併）の株式が交付される。合併比率とは、消滅会社と存続会社または新設会社間の株式の交換比率をいう。

たとえば、日立製作所（存続会社）と日立家電（消滅会社）との合併比率は、1対0.7であったので、日立家電の株式1株に対して、日立製作所の株式0.7株が割り当てられたのである。この合併比率は、1株当たりの市価及び純資産を基礎に算出されたものであるが、その他にも諸種の計算方法がある。

この合併比率を決定するためには、まず企業の評価を行わなければならない。企業評価のための方法として、次のような方法があり、それぞれの方法により合併比率が算定される。

A. 純資産法

この方法は、会社の純資産額（総資産額—総負債額）または資本金額を企業価値とし、この純資産額を発行済株式総数で除して1株の純資産額を求め、この1株当たりの純資産額を比較することによって合併比率を求める方法である。

取得原価法、再調達価額法、売却価額法に分類される。

(イ) 取得原価法

この方法は、貸借対照表において取得原価によって示された資産と負債の差額として、算出された純資産額（＝資本額）を企業価値とする。そして、この純資産額を発行済株式総数で除して、1株当たりの純資産額を求める。さらに、存続会社と消滅会社の1株当たりの純資産額を比較することによって、合併比率を求めるのである。

この方法は、貸借対照表に基づいて、客観的に資産の評価が行われ、容易な評価方法なので、比較的広く利用されている。

しかし、物価が安定し、取得原価に著しい変化がない場合はよいが、インフレが進んだり、土地

や株式の市価が上昇した時は、取得原価は、実際の価値を示さなくなり、この方法は不適切となる。

次に例題をもって、合併比率の算出方法を示す。ただし、2つの会社の1株当たりの額面金額は、500円とする。

甲社（存続会社）貸借対照表

諸 資 産	50,000,000	諸 負 債	30,000,000
資 本 金		資 本 金	10,000,000
		資 本 準 備 金	9,200,000
		利 益 準 備 金	800,000
	<u>50,000,000</u>		<u>50,000,000</u>

乙社（消滅会社）貸借対照表

諸 資 産	25,000,000	諸 負 債	17,000,000
資 本 金		資 本 金	5,000,000
		資 本 準 備 金	2,600,000
		利 益 準 備 金	400,000
	<u>25,000,000</u>		<u>25,000,000</u>

甲社と乙社の発行済株式総数は、20,000株と10,000株とする。

$$\text{甲社の発行済株式総数} = \frac{10,000,000 \text{ (円)}}{500 \text{ (円)}} = 20,000 \text{ (株)}$$

$$\text{乙社の発行済株式総数} = \frac{5,000,000 \text{ (円)}}{500 \text{ (円)}} = 10,000 \text{ (株)}$$

$$\text{甲社の純資産額} = 50,000,000 \text{ (円)} - 30,000,000 \text{ (円)} = 20,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の純資産額} = 25,000,000 \text{ (円)} - 17,000,000 \text{ (円)} = 8,000,000 \text{ (円)}$$

甲社の1株当たり純資産額

$$= \frac{20,000,000 \text{ (円)}}{20,000 \text{ (株)}} = 1,000 \text{ (円)}$$

乙社の1株当たり純資産額

$$= \frac{8,000,000 \text{ (円)}}{10,000 \text{ (株)}} = 800 \text{ (円)}$$

甲社と乙社の1株当たりの純資産額の比率は1,000円対800円で、5対4となり合併比率は5：4となる。したがって、乙社5株に対して甲社4株が交付される。したがって、存続会社甲社が消滅会社乙社に発行する株式数は、8,000株となる。

$$10,000 \text{ (株)} \times \frac{4}{5} = 8,000 \text{ (株)}$$

(ロ) 再調達価額法

この方法は、会社の資産を再調達価額で算定し、その再調達価額による資産から負債を控除した純資産額を、企業の価値として評価する方法である。

すなわち、企業が所有する個々の資産を、今買入れた場合にいくらかかるかという考え方で、すべての資産を再取得の時価で評価するのである。

そして、この企業価値を発行済株式総数で除して、1株当たりの株式の純資産額を求める。

インフレが進んだり、土地や株式のような特別な資産の価額が上昇し、取得原価と時価とかなり違ったような場合は、この方法は適当である。ただし、一時的に地価等が上昇し、将来また不落の恐れがあるような場合には確実な評価方法とは言えない。

例えば、前の例題で甲社の資産の再調達価額を60,000,000円、乙社の資産の再調達価額を26,000,000円とすると、甲社と乙社の合併比率は次のように算定される。

$$\text{甲社の純資産額} = 60,000,000 \text{ (円)} - 30,000,000 \text{ (円)} = 30,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の純資産額} = 26,000,000 \text{ (円)} - 17,000,000 \text{ (円)} = 9,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{甲社の1株当たり純資産額} = \frac{30,000,000 \text{ (円)}}{20,000 \text{ (株)}} = 1,500 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の1株当たり純資産額} = \frac{9,000,000 \text{ (円)}}{10,000 \text{ (株)}} = 900 \text{ (円)}$$

甲社と乙社の1株当たりの純資産額の比率は、1,500円対900円で、合併比率は5：3となる。

したがって、乙社5株に対して甲社3株が交付されることとなり、新たに甲社が乙社に発行する株式総数は、6,000株となる。

$$10,000 \text{ (株)} \times \frac{3}{5} = 6,000 \text{ (株)}$$

(ハ) 売却価額法

清算価額法ともいい、会社の資産を売却価額で算定し、資産から負債を差引いた純資産額を、企

業価値として評価するのである。

そして、この純資産額を発行済み株式総数で除して、1株当たりの株式の純資産額を求める。

企業の清算を前提として、資産の評価を行い、企業の価値を決定する方法である。

時価法の一種であり、再調達価額法よりもこの売却価額法の方が、評価額が少なくなる。したがって、企業買収の場合には、買い手には有利となり、売り手には不利となる。

例えば、前の例題で甲社の資産の売却価額を45,000,000円、乙社の資産の売却価額を20,000,000円とすると、甲社と乙社の合併比率は次のように算定される。

$$\text{甲社の純資産額} = 45,000,000 \text{ (円)} - 30,000,000 \text{ (円)} = 15,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の純資産額} = 20,000,000 \text{ (円)} - 17,000,000 \text{ (円)} = 3,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{甲社の1株当たり純資産額} = \frac{15,000,000 \text{ (円)}}{20,000 \text{ (株)}} = 750 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の1株当たり純資産額} = \frac{3,000,000 \text{ (円)}}{10,000 \text{ (株)}} = 300 \text{ (円)}$$

甲社と乙社の1株当たりの純資産額の比率は750円対300円で、甲社対乙社の合併比率は、5:2となり、乙社5株に対して甲社2株が交付される。

そして、新たに甲社が乙社に発行する株式数は、4,000株となる。

$$10,000 \text{ (株)} \times \frac{2}{5} = 4,000 \text{ (株)}$$

B. 株式市価法

この方法は、市場の1株当たりの株価に発行済株式総数を乗ずることによって、企業の評価額を算定するのである。したがって、株式を上場・公開している一部の大企業の場合にのみ採用が可能である。

合併比率は、市場の1株当たりの株価を基準として算出される。

株式の市価は、一般的には企業の収益力、資産内容、将来性等から客観的に決定されるべきものであるが、現実には世界情勢、国内の政治及び経済、公定歩合の変化、投機的手段等によって大きく変化するので、企業の実際の価値を評価するのに困難な面もある。したがって、長期的な観点から、平均的株価を算出することが必要である。

シュマーレンバッハは、合併比率は、原則として株価によること、ただし企業の将来の収益性が株価に十分表わされていないと考えられるときは、修正する場合もあると解説している。

例えば、前例の甲社の株価を1,800円、乙社の株価を900円とすると、乙社2株に対して甲社1株が交付され、甲社と乙社の合併比率は2：1となる。そして、甲社と乙社の企業評価額は、次の通りである。

$$\text{甲社評価額} 1,800 \text{ (円)} \times 20,000 \text{ (株)} = 36,000,000$$

$$\text{乙社評価額} 900 \text{ (円)} \times 10,000 \text{ (株)} = 9,000,000$$

また新たに甲社が乙社に発行する株式総数は、5,000株である。

$$10,000 \text{ (株)} \times \frac{1}{2} = 5,000 \text{ (株)}$$

C. 収益還元法

企業が、将来獲得するであろうと期待される収益を見積り、この金額を一定の資本還元率をもって除することによって、企業の価値を評価する方法である。

そして、この算出された金額を、発行済株式総数で除することによって、1株当たりの株式評価額が算出できる。

この評価額には、重要な2つの問題がある。1つは予想される収益の算出に関する問題であり、もう1つは資本還元率の利率の問題である。

予想される収益を算出するためには、過去の収益の実績を十分に参照すること、参照する期間を何年にするかが問題となる。この場合大切なことは、特別な好景気または恐慌のような異常な時期は、収益算定上不適当なので除外しなければならない。

資本還元率の利率については、公定歩合、銀行定期預金の金利、社債利子率、同業界の自己資本收益率、過去の実績による資本還元率を参考して、決定される。

前の例で、過去の3年間の平均利益額を甲社は400万円、乙社は100万円とし、資本還元率を10%とする。

$$\text{甲社評価額} 4,000,000 \text{ (円)} \div 0.1 = 40,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社評価額} 1,000,000 \text{ (円)} \div 0.1 = 10,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{甲社の1株当たり評価額} = \frac{40,000,000 \text{ (円)}}{20,000 \text{ (株)}} = 2,000 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の1株当たり評価額} = \frac{10,000,000 \text{ (円)}}{10,000 \text{ (株)}} = 1,000 \text{ (円)}$$

甲社と乙社の1株当たりの評価額の比率は2対1となり、合併比率は2対1となるので、乙社の株式2株に対して甲社の株式1株が交付されることとなる。したがって、甲社から乙社へ交付する株式

は、5,000株となる。

$$10,000 \text{ (株)} \times \frac{1}{2} = 5,000 \text{ (株)}$$

D. 併用法

上述した各方法を併用して算出する方法である。

次に、前述の例題における取得原価法と収益還元法の併用法を示す。

$$\text{甲社評価額} = [20,000,000 \text{ (円)} + 40,000,000 \text{ (円)}] \div 2 = 30,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社評価額} = [8,000,000 \text{ (円)} + 10,000,000 \text{ (円)}] \div 2 = 9,000,000 \text{ (円)}$$

$$\text{甲社の1株当たり評価額} = \frac{30,000,000 \text{ (円)}}{20,000 \text{ (株)}} = 1,500 \text{ (円)}$$

$$\text{乙社の1株当たり評価額} = \frac{9,000,000 \text{ (円)}}{10,000 \text{ (株)}} = 900 \text{ (円)}$$

甲社と乙社の1株当たりの評価額は、1,500円対900円で合併比率は5：3となり、乙社5株に対して甲社3株が交付される。

乙社へ交付される甲社の株式は、6,000株となる。

$$10,000 \text{ (株)} \times \frac{3}{5} = 6,000 \text{ (株)}$$

Ⅱ 合併比率の実例解説

次にわが国におけるセメント会社と銀行の実際の合併例を考察し、合併比率決定の要因を探ってみたい。

A. 1994年10月1日に合併し、秩父小野田株式会社となった小野田セメント（存続会社）と秩父セメント（消滅会社）の合併の場合、合併比率は1対2.1であった。すなわち、秩父の株式1株に対し、小野田の株式2.1株が割当てられた。

この合併比率の算定法は、両社の発表によると株式市価法によるものであるという。合併発表前日（1993年11月11日）の株価は、秩父約1,200円（1株額面50円）に対し、小野田約530円（1株額面50円）であったので、株式市価法によったことはまちがいないよう思われる。

合併当時の小野田セメントの資本金は290.61億円、発行済株式総数は4億6,325万株であり、秩父セメントの資本金は56.45億円、発行済株式総数は5,417万株であった。

そして、小野田は秩父の株式1株に対し、小野田の株式2.1株を発行し割当てることになり、秩父

の発行株式総数が、5,417万株であるので、小野田の株式1億1,376万株（5,417万株×2.1=11,376万株）を秩父の株主に交付した。したがって、新会社「秩父小野田株式会社」の新発行済株式総数は、5億7,701万株（46,325万株+11,376万株=57,701万株）となったのである。

B. 1994年10月1日に合併し、住友大阪セメントとなった住友セメント（存続会社）と大阪セメント（消滅会社）の場合は、合併比率は1対0.75であった。すなわち、大阪セメント1株に対して住友セメント0.75株を交付した。

両社の合併比率は、住友セメント社長の説明によると、数ヶ月間の平均株価を基準（株式市価法）に決定されたという。

合併前の住友セメントと大阪セメントの1株当たりの株価は、約540円と約400円（額面ともに50円）だったので、株式市価法による合併比率は適正と思われる。

合併当時の住友セメントの資本金は334億円、発行済株式総数は3億1,748万株、大阪セメントの資本金は94億円、発行済株式総数は1億7,897万株であった。

したがって、住友セメントは大阪セメントに対して、1億3,422万株（1億7,897万株×0.75=1億3,422）を交付したので、新しい会社の発行済株式総数は、4億5,170万株（3億1,748万株+1億3,422万株=4億5,170万株）となった。

C. 1986年10月1日に住友銀行は、平和相互銀行を吸収合併した。合併比率は平和相互銀行4株に対し、住友銀行の株1株が交付された。すなわち、住友銀行と平和相互の合併比率は4対1であった。

新聞の発表によると、この合併比率の算定基準は、首都圏にある103店の店舗網や銀行の「のれん代」等も評価に加えた純資産法によったものとされている。しかるに、住友銀行と平和相互銀行の1株当たりの純資産額は、約316円と約414円であり、1株当たりの株式資本金は約53円と約50円であつて、この比率にはまったく当てはまらない。

むしろ合併当時の住友銀行と平和相互銀行の株価が、1,730～1,570円と380円～280円であり4.5対1ぐらいに当たり、この株価を参照したものと思われる。すなわち、株式市価法によったものと推論できる。

なお、当時の発行済株式総数は住友銀行は22億3,581万株、平和相互銀行は6,360万株であった。したがって合併後の住友銀行の新発行済株式総数は22億5,171万株（22億3,581万株+6,360万株× $\frac{1}{4}$ =22億5,171万株）となったのである。

D. 1990年4月1日に合併し、現在のさくら銀行となった三井銀行と太陽神戸銀行の場合は、合併比率が10対8であった。

すなわち、太陽神戸銀行（消滅会社）の株式10株に対し三井銀行（存続会社）の株式8株が交付された。

この算定方法については、一般には発表されなかつたが、発表前の両者の株価を見る限り、株式

市価法にはよらなかったようである。なぜなら、両社の株価は、三井銀行が2,000円から2,500円（50円株）で太陽神戸銀行が約1,300円（50円株）前後で推移していた。したがって、株式市価法によれば、合併比率は10対6ぐらいになるはずであったからである。

一方、両社の1株当たりの純資産額をみると、三井銀行が409円に対し太陽神戸銀行が333円であるので、まさに合併比率は、10:8となる。したがって、三井銀行と太陽神戸銀行の合併比率は、取得原価による純資産法によったものと推察されるのである。

なお、合併当時の発行済株式総数は、三井銀行が1,777,570千株、太陽神戸銀行が1,751,000千株だったので、合併後の太陽神戸三井銀行の新発行済株式総数は、3,178,370千株（ $1,777,570\text{千株} + 1,751,000\text{千株} \times \frac{8}{10} = 3,178,370$ ）となったのである。

	太陽神戸銀行	三井銀行
総資産	24兆1341億円	29兆401億円
総負債	23兆5500億円	28兆3124億円
純資産（=資本）	5841億円	7277億円
株式資本金	1808億円	1949億円
発行済株式総数	1,751,000千株	1,777,570千株
1株当たり純資産	333円	409円
1株当たり株式資本金	103円	109円
株式市価	1370～1310円	2,000円～2,500円
合併比率	8	10

（1989年7月の数字を基礎としている。）

E. 資金量都銀6位の三菱銀行と資金量都銀10位の東京銀行は、1996年4月1日までに合併することを1995年4月3日に発表した。

法律上、三菱銀行が東京銀行を吸収合併する形式をとり、三菱銀行が存続会社となる。新銀行の商号は「株式会社東京三菱銀行」となることに決定した。

三菱銀行と東京銀行との合併比率は1対0.8で、東銀の株主に対し、東銀の株式1株について三菱銀行の株式0.8株を割当てることになった。ただし、三菱銀行の株主に対しては、合併前に株式1株につき0.05株の割合で新株を交付する株式分割を実施する。

したがって、この株式分割も考慮した実質的な比率は三菱銀行1に対し東銀は0.76程度となる。

この合併比率は、両行の株価、1株当たりの利益や純資産を参考に決めたと言われている。合併発表翌日（1995年6月）の1株当たりの株価は、三菱銀行1,880円に対し東銀1,380円で、1対0.73である。また1株当たりの株主資本金（1994年9月）は、三菱615円に対し東銀478円で、1対0.78である。

したがって合併比率は、株式市価法を中心に、純資産法を参考に決定されたものと思われる。

《参考文献》

- Beams, Floyd A. *Advanced Accounting*, Fourth Edition, 1988.
- Boatsman, Griffin, Vickrey and Williams, *Advanced Accounting*, Seventh Edition, 1994.
- Cameron, Woelfel, and Pattilio, *Advanced Accounting, Theory and Practice*, Boston 1979.
- Engler, Calvin and Bernstein, Leopold A., *Advanced Accounting*, Second Edition, Boston 1989.
- Fischer, Taylor and Leer, *Advanced Accounting*, Third Edition, 1986.
- Haried, Imdieke and Smith, *Advanced Accounting*, 1994.
- Hoyle, Joe Ben, *Advanced Accounting*, Second Edition, Texas, 1987.
- Kemp, Patrick S. and Phillips, Mary Ellen, *Advanced Accounting*, New York, 1989.
- Pahler, Arnold J. and Mori, Joseph E., *Advanced Accounting, Concepts and Practice*, Fourth Edition, 1991.

片岡泰彦『会社再建会計』中央経済社, 昭和58年。

會田義雄編著『企業結合会計』中央経済社, 昭和60年。

若杉明編著『M&Aの財務・会計戦略』ビジネス教育出版社, 1989年。

日本税理士会連合会編『会社合併実務必携』東林出版社, 平成4年。

中川美佐子著『合併会計制度論』千倉書房, 昭和53年。